

「令和6年度所得税・住民税の定額減税のポイント」
これだけはおさえておきたい！

定額減税対策講座

制度概要と給与計算実務への影響と対策

令和6年6月1日以後の給与計算より「定額減税」の制度が始まります。

これは、源泉徴収される所得税額より定額の所得税の特別控除を受けられる制度です。特徴として給与受給者本人だけでなく、同一世帯の配偶者及び扶養親族の分も対象となる他、源泉徴収税額から控除しきれない場合としきれない場合といった各人によって処理や管理が異なってきます。

そこで、本セミナーでは「定額減税」の概要及び仕組みを理解し、各人のケースごとの事例を踏まえて、給与計算業務を滞りなくすすめることを目的としています

主な講座内容

- ・「定額減税」の概要
- ・月次減税事務の手順と計算方法
- ・源泉所得税の納付書等作成及び納付業務について
- ・源泉徴収票等作成について
- ・年調減税事務の手順と計算方法
- ・各種ケース別計算方法
- ・各人別控除事績簿の作成方法
- ・「定額減税」留意点のQ&A

講師



中央税務会計事務所 所長
なかじま よしまさ
中島 由雅 氏

中央税務会計事務所2代目所長として職員数90名の税理士事務所を経営。持ち前の人当たりの良さを活かした経営相談を実施。税務に関することはもちろん、異業種交流会、金融機関、教育機関、企業等でセミナーや講演も行っている。

■日時 令和6年 **5月15日(水)**
14:00～16:00

■受講料 **無料**

■定員 **30名**(※先着順)

■場所 **尾鷲市民文化会館 (せぎやまホール) 小ホール**

■共催 尾鷲商工会議所(金融・庶務業部会、総務委員会)、中小企業相談所・尾鷲青色申告会

■お申込み方法: 下記申込書必要事項をご記入頂きFAXもしくは書面にてお申し込みください。

■問合せ先: 尾鷲商工会議所 担当: 中村 TEL:0597-22-2611

『定額減税への対応と経理業務のポイント』講習会 受講申込書

尾鷲商工会議所 行 FAX.0597-22-2682

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
受講者氏名		e-mail	

※ご記入いただきました個人情報、当所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、講習会参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。